

香川県歯と口腔の健康づくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進について、必要な事項を協議検討するため、香川県歯と口腔の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 生涯を通じた歯科口腔保健の推進に関する事項
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する計画の策定及び進行管理に関する事項
- (3) 8020運動推進特別事業の企画運営、評価に関する事項
- (4) 効果的な歯科口腔保健知識・行動の普及定着に関する事項
- (5) その他歯科口腔保健の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医師
- (3) 歯科衛生士
- (4) 歯科技工士
- (5) 学校保健関係者
- (6) 産業保健関係者
- (7) 介護保険関係者
- (8) 行政関係者
- (9) 住民を代表する者

3 協議会は、下部組織として、地域部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、知事が委嘱又は任命する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員を置くことができる。

(会長)

第5条 協議会には委員の互選により会長を置く。

2 協議会は会長が招集し、その議長となる。

3 会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者から意見を聴取することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、香川県健康福祉部健康福祉総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は平成13年3月8日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年12月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後の第4条第1項の規定により、香川県歯と口腔の健康づくり推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、同日における香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この要綱の施行の際現に香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会の委員長である者は、この要綱の施行の日に、第5条第1項の規定により、香川県歯と口腔の健康づくり推進協議会の会長として定められたものとみなす。